

○岡山市障害者等日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供することにより、介護者の負担軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 日中一時支援 次に掲げる就労支援（タイムケア）及び一時的休息（レスパイト）をいう。

ア 就労支援（タイムケア） 平成18年8月1日付け障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」に規定する日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」という。）のうち、障害者等の家族の就労支援を目的とするものをいう。

イ 一時的休息（レスパイト） 日中一時支援事業のうち、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするものをいう。

(2) 支給決定障害者等 市が日中一時支援の支給を認める決定をした者をいう。

(3) サービス事業所 日中一時支援を行う事業所をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、支給決定障害者等に対し行われる次の各号のいずれにも該当する日中一時支援とする。

(1) 障害者等の介護者の負担を軽減できるものであること。

(2) 障害者等の身の回りの世話を適切に行うものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。

- (1) 支給決定に係る障害者等が施設に入所しているとき又は入院加療中であるとき。
- (2) 支給決定に係る障害者等が感染症を有するため、補助事業に支障を生じるおそれがあるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(支給決定)

第4条 日中一時支援の支給を認める決定（以下「支給決定」という。）を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。この場合において、就労支援（タイムケア）の利用に係る申請にあつては、勤務証明書（様式第2号）を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつた場合において、支給決定を受けようとする障害者等が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、支給決定を行い、別表に掲げる事項を記載した支給決定書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（以下「通知書」という。）及び地域生活支援受給者証（以下「受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童福祉法」という。）第6条の4に規定する里親が障害者等の保護者となる場合には、当該里親が市内に住所を有すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者又は法第4条第2項に規定する障害児であること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 就労支援（タイムケア）については、次に掲げる事由のいずれにも該当すること。

(ア) 介護者が就労していること。

(イ) 障害者等が小学校、中学校又は高等学校のいずれかに就学していること。

イ 一時的休息（レスパイト）については、就労支援（タイムケア）の支給決定を受けていないこと。

- (4) 医療機関において、日中一時支援を受けようとする場合にあつては、医療行為を

必要とする重症心身障害又は遷延性意識障害、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患に分類する疾患を有する者であること。

(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者及び同条第4項に規定する要支援者でないこと。

（支給決定の変更）

第5条 支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、受給者証を添えて岡山市地域生活支援事業利用（変更）申請書により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 費用負担に変動を生ずる事由が発生したとき。

2 市長は、前項の届出があったときは、記載内容を変更した上で、当該受給者証を支給決定障害者等に交付するものとする。

（受給者証の返還）

第6条 支給決定障害者等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、速やかに岡山市地域生活支援事業受給者証返還届（様式第4号）とともに市長に受給者証を返還しなければならない。

(1) 日中一時支援を利用する必要がなくなったとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は第4条第2項に掲げる要件を欠いたとき。

（支給決定の取消し）

第7条 市長は、支給決定障害者等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、支給決定を取り消すものとする。

(1) 日中一時支援を支給する必要がなくなったと認められるとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき又は第4条第2項に掲げる要件を欠いたとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な手段により支給決定を受けたことが判明したとき。

(4) 第5条第1項に規定する届出を怠ったことが判明したとき。

(5) 日中一時支援に係る費用を支援を受けた日の属する月の翌々月の末日までに負担

しなかったとき。

(6) その他市長が支給を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消すときは、岡山市地域生活支援事業支給決定取消通知書（様式第5号）により支給決定障害者等に通知するものとする。

（補助事業者）

第8条 補助事業者は、第13条の規定により地域生活支援事業者として登録されているものでなければならない。

（補助対象経費）

第9条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、支給決定障害者等に対して当該支給決定の有効期間内に行う日中一時支援に要する費用（法第29条に定める特定費用を除く。）に限る。ただし、支給決定障害者等1人に係る1月当たりの日中一時支援の利用日数が次の各号の区分に応じ、当該各号に定める日数を超える場合は、当該超過利用日数に係るものを除く。

(1) 就労支援（タイムケア） 23日

(2) 一時的休息（レスパイト） 8日

2 前項の場合において、当該支給決定障害者等が岡山市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の障害福祉サービス等の支給決定に関する基準第5条に規定する決定を受けているときは、前項各号に掲げる日数から当該決定に係る日数を減ずるものとする。

（補助金額）

第10条 補助金額は、別表2に定める額と補助対象経費とを比較して、そのいずれか少ない方の額に100分の90（次条の規定により、利用者負担額の支払の免除を受けた者にあつては、100分の100）を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

（費用負担の免除）

第11条 日中一時支援に係る利用者負担額の支払の免除（以下「負担免除」という。）を受けようとする支給決定障害者等は、受給者証を添えて岡山市地域生活支援事業利用

(変更) 申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事由に該当するか否かについて検討し、負担免除の可否を決定し、その結果を記載した受給者証を申請者に交付するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者であるとき。

(2) 第4条第2項第1号のただし書きに該当するとき。

(3) 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する配偶者が、日中一時支援事業に係る受給者証に記載された有効期間の開始月の属する年度（開始月が4月から6月までのものにあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者であるとき。

(4) 災害等の特別の事情があることにより、費用を負担することが困難であるとき。

(交付の申請)

第12条 補助金の交付申請は、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることにいて同意した上で、サービス事業所ごとに、岡山市地域生活支援事業補助金交付申請書（様式第6号）及び岡山市障害者等日中一時支援利用実績記録票（様式第7号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎月10日までとする。

3 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、岡山市地域生活支援事業補助金請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(地域生活支援事業者の登録)

第13条 地域生活支援事業者の登録（以下「事業者登録」という。）の申請は、岡山市地域生活支援事業登録申請書（様式第9号）を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、登録を受けようとする者が、適切な日中一時支援の実施が可能な人員及び設備を有すると認めるときは事業者登録を行うものとする。

3 市長は、事業者登録を行うときは岡山市地域生活支援事業登録通知書（様式第10号）により、事業者登録を行わないときは岡山市地域生活支援事業登録却下通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

(登録変更の届出)

第14条 事業者登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、当該事業者登録に係るサービス事業所の名称、所在地その他の事項に変更があったとき又は日中一時支援サービスを廃止したときは、当該変更又は廃止があった日から10日以内に岡山市地域生活支援事業変更（廃止）届出書（様式第12号）によりその旨を届け出なければならない。

(報告の徴収等)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、登録事業者若しくは登録事業者であった者（以下この条において「登録事業者等」という。）若しくはサービス事業所の従業者若しくは従業者であった者に対して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは出頭を求め、又は当該職員に係関係人に対して質問させ、若しくは登録事業者等の事業所若しくはサービス事業所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(事業者登録の取消し)

第16条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業者登録を取り消すものとする。

- (1) 事業者登録を受けることができる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 規則第20条の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消されたとき。
- (3) 前条の規定による報告をしなかったとき、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示をしなかったとき又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 登録事業者又はサービス事業所の従業者が、前条の規定により出頭を求められてこれに応じず、同条の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、サービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (5) 登録事業者が、不正の手段により第13条第2項の規定による事業者登録を受けたとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、登録事業者が、日中一時支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(日中一時支援提供の決定)

第17条 登録事業者は、支給決定障害者等から日中一時支援の提供を求められたときは、その者の提示する受給者証によって、支給決定を受けたサービスの種類、支給量及び利用者負担の割合、支給決定の有効期間等を確認するものとする。

2 登録事業者は、日中一時支援の提供を決定するに当たっては、当該支給決定障害者等の障害の特性に応じた適切な配慮をし、その者に対し、当該日中一時支援を利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明しなければならない。

3 登録事業者は、支給決定障害者等との間に日中一時支援を利用するための契約が成立したときは、当該支給決定障害者等に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(1) 日中一時支援を提供するサービス事業所の名称、サービス事業所の代表者氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 日中一時支援の内容

(3) 支給決定障害者等が支払うべき利用者負担額

(日中一時支援の基本取扱方針)

第18条 日中一時支援は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間保護を必要とする障害者等につき、その者の身体その他の状況に応じ適切に提供されなければならない。

2 登録事業者は、その提供する日中一時支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(日中一時支援の具体的取扱方針)

第19条 登録事業者が行う日中一時支援の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 日中一時支援の提供に当たっては、障害者等に対する必要な保護を適切かつ効果的に行うこと。

(2) 日中一時支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、支給決定障害者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明

を行うこと。

(3) 日中一時支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 常に支給決定障害者等の心身の状況を的確に把握するよう努め、支給決定障害者等又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(提供拒否の禁止)

第20条 登録事業者は、正当な理由なく日中一時支援の提供を拒んではならない。

(契約量の報告等)

第21条 登録事業者は、日中一時支援を提供するときは、当該日中一時支援の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した日中一時支援の量（以下「契約量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 登録事業者は、日中一時支援の利用に係る契約をしたときは、地域生活支援事業利用契約内容報告書（様式第13号）により市に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第22条 登録事業者は、日中一時支援の利用について市が行うあっせん、調整及び要請並びに岡山県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し協力しなければならない。

(支給決定障害者等に関する市への通知)

第23条 登録事業者は、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって支給決定を受け、又は受けようとしていると認められるときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第24条 登録事業者は、サービス事業所の定員等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な日中一時支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の登録事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(日中一時支援の利用の申請に係る援助)

第25条 登録事業者は、支給決定障害者等以外の者から日中一時支援の利用の申込みが

あったときは、当該者に対し速やかに日中一時支援の提供が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 登録事業者は、日中一時支援の提供が支給決定障害者等に係る有効期間の満了により終了しないように、市が行う日中一時支援の支給決定に係る標準的な期間を考慮し、当該支給決定障害者等に対し、有効期間の更新等に関し必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第26条 登録事業者は、日中一時支援の提供に当たっては、支給決定障害者等の心身の状況、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第27条 登録事業者は、日中一時支援を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 登録事業者は、日中一時支援の提供の終了に際しては、支給決定障害者等又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービス提供の記録)

第28条 登録事業者は、日中一時支援を提供した際は、当該日中一時支援の提供日、内容その他必要な事項を、日中一時支援の提供の都度記録しなければならない。

- 2 登録事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から日中一時支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(登録事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第29条 登録事業者は、金銭の使途が直接支給決定障害者等の便益を向上させるものであり、かつ、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限り、支給決定障害者等に対し金銭の支払を求めることができる。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給

決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額等の受領)

第30条 登録事業者は、日中一時支援に要する費用のうち、補助対象経費（その額が別表に定める額を超えるときは別表に定める額。以下同じ。）に当たる部分においては、当該補助対象経費に受給者証に記載されている利用者負担の割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）を利用者負担額として、支給決定障害者等から支払を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録事業者は第11条の規定による負担免除を受けた支給決定障害者等については、前項の規定による利用者負担額の支払を受けてはならない。

3 登録事業者は、支給決定障害者等から第1項に規定する利用者負担額その他の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

4 登録事業者は、第1項に規定する利用者負担額以外の費用の支払を受けるサービスの提供に当たっては、あらかじめ支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(運営規定)

第31条 登録事業者は、サービス事業所ごとに、次の各号に掲げる日中一時支援事業の運営についての重要事項に関する運営規定（以下「運営規定」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 内容及び支給決定障害者等から受領する費用の額
- (5) 緊急時等における対応方法
- (6) 主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(掲示)

第32条 登録事業者は、サービス事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第33条 登録事業者は、支給決定障害者等に対し適切な日中一時支援を提供できるよう、サービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 登録事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第34条 登録事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 登録事業者は、サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密の保持)

第35条 サービス事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録事業者は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者等又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

3 サービス事業所は、他の登録事業者等に対して、支給決定障害者等に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により支給決定障害者等の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第36条 登録事業者は、日中一時支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、サービス事業所に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

(苦情解決)

第37条 登録事業者は、その提供した日中一時支援に関する支給決定障害者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置

する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 サービス事業所は、その提供した日中一時支援に関し、第15条の規定により市が行う報告、文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくはサービス事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給決定障害者等又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第38条 登録事業者は、支給決定障害者等に対する日中一時支援の提供により事故が発生した場合は、市、当該支給決定障害者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(会計の区分)

- 第39条 登録事業者は、サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、日中一時支援に係る事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第40条 登録事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

- 2 登録事業者は、支給決定障害者等に対する日中一時支援の提供に関する記録を整備し、当該日中一時支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第41条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に廃止前の岡山市日中一時支援事業実施要綱（平成18年市告示第1320号。以下「旧告示」という。）第4条第2項の規定による支給決定を受けている者は、この要綱第4条第2項の規定による支給決定を受けた者とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧告示第13条第2項の規定による事業者登録を受けている者は、この要綱第13条第2項の規定による事業者登録を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

通知書及び受給者証の記載事項	支給決定障害者等の氏名、居住地及び生年月日
	当該支給決定に係る障害者等が障害児である場合には、当該障害児の氏名及び生年月日
	交付の年月日及び受給者証番号
	支給量（支給決定を行った日数をいう。）
	支給決定の有効期間
	障害支援区分
	利用者負担割合

別表 2（第 1 0 条関係）

利用時間区分	医療機関以外	医療機関
1 時間以上	2, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
以後 3 0 分増すごとに加算する額	2 5 0 円	1, 0 0 0 円
送迎 (片道を 1 回として 1 日 2 回まで)	5 0 0 円	

サービスの種類	申請の具体的内容	サービスの説明
☐ 福祉ホーム	利用予定事業所名	住宅事業等の理由により、居宅において生活が困難な方が利用できます。
☐ 地域活動支援センター等	☐ 地域活動支援センターⅠ型 ☐ 地域活動支援センターⅡ型 ☐ 地域活動支援センターⅢ型 ☐ 小規模作業所 ----- 利用予定事業所名	通所して創作的活動及び生産活動を行います。
☐ 生活サポート	必要とする支援	障害程度区分が非該当の場合、日常生活に関する支援及び家事援助を行います。
☐ 訪問入浴サービス	必要とする支援	入浴が困難な寝たきりの状態の重度身体障害者の居宅に訪問入浴車を派遣し、簡易浴槽等を用いて入浴の機会を提供します。 通所サービス、訪問系サービス等の他制度の入浴支援では入浴困難な場合に利用できます。
費用負担の免除 利 用 者 負 担 額 免 除 申 請 欄 (1) 生活保護を受給しているため、利用者負担額の免除を申請します。 (2) 市町村民税非課税世帯(注)に属するため、利用者負担額の免除を申請します。 (いずれかに○をつけること。) 申請者氏名 (署名又は記名押印)		
(注) 18歳以上(入所施設利用者は20歳以上)の障害者の「世帯」の範囲は、住民票に記載された世帯ではなく、「障害のある方本人及び同一の世帯に属する配偶者」です。		

勤 務 証 明 書

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

1. 勤めに出ている人（採用が決まっている人）

勤務している者の氏名	勤務している者の住所
勤務地（派遣社員の場合、派遣先会社所在地及び名称）	採用（予定）年月日 年 月 日
仕事の内容（派遣社員の場合、派遣見込期間も記載）	就労日数・時間 午前 時 分から午後 時 分まで 1週当たり平均就労日数 日/週
雇用形態 1. 正社員 2. 臨時社員 3. パート 4. 派遣社員 5. その他（ ）	
上記のとおり ①勤務 ②採用内定 していることを証明します。（①又は②に○を付してください） 年 月 日 事業所所在地 TEL（ - ） 事業所名 代表者名 <u>（代表者の署名又は記名押印）</u> ※証明年月日の記入がないもの、代表者の署名又は記名押印のないもの、及び①または②に○の付していないものは無効です。	

2. 自営業、農業、その他の人

就労区分 1. 自営業 2. 農業 3. その他（ ）	就労場所 自宅内 ・ 自宅外（ ）
仕事の具体的な内容 （農業の場合、栽培作物・作付面積等を記入）	就労日数・時間 午前 時 分から午後 時 分まで 1週当たり平均就労日数 日/週
事業所名	年 月 開業（開業予定）
上記のとおり相違ないことを申告します。 年 月 日 続柄 申告者氏名 <u>（署名又は記名押印）</u> （ ）	

3. 内職している人【業者へ納品している場合】

仕事の内容	作業日数・時間 午前 時 分から午後 時 分まで 1週当たり平均作業日数 日/週
仕事をする場所	
仕事をはじめた時期 年 月 日から	
上記のとおり相違ないことを申告します。 年 月 日 続柄 申告者氏名 <u>（署名又は記名押印）</u> （ ）	
業 者 証 明 欄	上記のとおり証明します。 年 月 日 事業所所在地 TEL（ - ） 事業所名 代表者名 <u>（代表者の署名又は記名押印）</u>
	※ この証明書は証明年月日の記入がない場合及び、代表者の署名又は記名押印のない場合は無効です。

※ 日付の記入のないもの及び、『就労時間・日数』欄をすべて記入していないものは無効です。

※ この書類を福祉事務所へ提出する際には、児童名・生年月日を必ず記入してください。

児童名（ . . 生）

様式第 3 号

削除

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援受給者証返還届

岡山市長 様

居住地

氏 名

下記の理由により、岡山市地域生活支援受給者証を返還します。

- 1 利用決定者氏名
- 2 返還理由
- 3 返還理由の発生日

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援事業利用決定取消通知書

様

岡山市長 印

年 月 日付けで地域活動支援事業の利用決定を取り消すので通知します。

1 利用決定者氏名

2 利用の期限 年 月 日まで

3 取消しの理由

岡山市地域生活支援事業補助金交付申請書

岡 山 市 長 様

申請金額		百		千			円
------	--	---	--	---	--	--	---

内 訳				年			月		
	申請補助事業名							明細書件数	金 額
	合 計								

上記のとおり申請します。

申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則及び岡山市障害者等日中一時支援事業実施要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

年 月 日

事業所番号														
申請事業所	住 所 (所在地)													
	電話番号													
	名称													
	職・氏名	(署名又は記名押印)												

年 月分

受給者証番号		事業所番号	
申請者氏名		事業所名	
契約量		サービス種別	
		利用者負担	

[illegible]

年 月 日

(署名又は記名押印)

枚中

様式第 9 号（第 1 3 条関係）

岡 山 市 地 域 生 活 支 援 事 業 登 録 申 請 書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 7 条の規定に基づく地域生活支援事業を実施する事業者として登録したいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者 （ 設 置 者 ）	フリガナ																
	氏 名（名 称）																
	フリガナ																
	住 所 （主たる事務所の所在地）	（郵便番号 ー ）															
	申 請 者 連 絡 先	電話番号					F A X 番 号										
	法 人 の 種 別																
	代 表 者 の 職 ・ 氏 名	職 名					フリガナ										
							氏 名										
申 請 す る 事 業 所 等	フリガナ																
	代 表 者 の 住 所	（郵便番号 ー ）															
	フリガナ																
	名 称																
申 請 す る 事 業 の 種 類	フリガナ																
	事 業 所（施 設） の 所 在 地	（郵便番号 ー ）															
	事 業 所 連 絡 先	電話番号					F A X 番 号										
	相談支援事業					日中一時支援（レスパイト）											
	コミュニケーション支援事業					日中一時支援（タイムケア）											
	移動支援事業					生活サポート事業											
	地域活動支援センターⅠ型					福祉ホーム											
	地域活動支援センターⅡ型																
障 害 者 自 立 支 援 法 に お い て 既 に 指 定 を 受 け て い る 場 合	（ 事 業 所 番 号 ）																
		（障害福祉サービスの種類）															

※障害者自立支援法における事業者指定申請中の場合は、事業所番号は記入する必要はありません。

様式第10号(第13条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援事業登録通知書

申請者 住 所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (名称及び代表者氏名) 様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援事業を行う者としての申請について、次のとおり登録したので通知します。

サ ー ビ ス の 種 類										
事 業 所 の 名 称										
事 業 所 の 所 在 地										
主たる障害の種別										
事 業 所 番 号										
事 業 開 始 年 月 日	年 月 日									
備 考										

様式第11号(第13条関係)

第 号
年 月 日

岡山市地域生活支援事業登録却下通知書

申請者 住 所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (名称及び代表者氏名) 様

岡山市長 印

年 月 日付けで申請のありました地域生活支援事業を行う者としての申請について、次のとおり登録できませんので通知します。

1 サービスの種別

2 理由

岡山市地域生活支援事業変更（廃止）届出書

年 月 日

岡山市長 様

届出者 住 所（主たる事務所の所在地）

氏 名（名称及び代表者氏名）

地域生活支援事業について、登録に係る事項を変更又は事業を廃止したので、岡山市障害者等日中一時支援事業実施要綱第14条の規定により届け出ます。

		事業所番号																	
登録内容を変更（事業を廃止）した事業所		名 称																	
		所 在 地																	
		サ ー ビ ス の 種 類																	
変更事項		変更の内容																	
1	事業所の名称	(変更前)																	
2	事業所の所在地																		
3	申請者の名称																		
4	主たる事務所の所在地																		
5	代表者の氏名及び住所																		
6	定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該事業に関するものに限る。）	(変更後)																	
7	事業所の平面図及び設備の概要																		
8	運営規程																		
9	主たる障害の種別																		
10	事業の廃止	(廃止した理由)																	
		(現にサービスを受けていた者に対する措置)																	
変 更（廃 止）年 月 日		年 月 日																	

備考 1 「変更事項」欄は、該当項目番号に「○」を付してください。
2 変更内容がわかる書類を添付してください。
3 変更の日から10日以内に届け出てください。

地域生活支援事業利用契約内容報告書

年 月 日

事業所番号														
事業者及び 事業所名称 代表者氏名	住 所 (所在地)													
	電話番号													
	名 称													
	職・氏名													

下記のとおり当事業者との契約内容について報告します。

岡 山 市 長 様

利用者番号													
申請者氏名							児童氏名						

契約内容又は契約内容変更による契約支給量等の報告

事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約日	理 由
				☐ 新規契約 ☐ 契約変更
				☐ 新規契約 ☐ 契約変更
				☐ 新規契約 ☐ 契約変更
				☐ 新規契約 ☐ 契約変更

既契約の契約支給量によるサービス提供を終了した報告

事業者記入欄の番号	サービス内容	提供解除日	契約解除日までの既提供量	理 由
				☐ 契約終了 ☐ 契約変更
				☐ 新規契約 ☐ 契約変更
				☐ 新規契約 ☐ 契約変更
				☐ 新規契約 ☐ 契約変更

様式第1号（第4条，第5条，第11条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号 削除

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第12条関係）

様式第7号（第12条関係）

様式第8号（第12条関係）

様式第9号（第13条関係）

様式第10号（第13条関係）

様式第11号（第13条関係）

様式第12号（第14条関係）

様式第13号（第21条関係）